

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律について

平成12年12月
通商産業省

1. 法律制定の目的

原子力発電所の運転及び使用済燃料の再処理により高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）が発生する。

現在までの原子力発電所の運転により発生した使用済燃料の量からそれに相当するガラス固化体の本数を計算すると約13,300本（1999年末現在）に達する。

このため、高レベル放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施するため、最終処分費用の拠出制度、最終処分を実施する主体の設立、拠出金の管理を行う法人の指定等の関係規定の整備を行う。

なお、本法律は最終処分の実施に必要な枠組みを制度化するものとし、最終処分の安全規制については、別に法律で定めることとする。

2. 法律の概要

(1) 国の基本方針及び最終処分計画の明確化

高レベル放射性廃棄物の最終処分を進めるための基本的な方針、我が国の最終処分の全体計画を原子力委員会、原子力安全委員会の意見を聴いて、通商産業大臣が策定し、閣議決定。（参考（懇）16-1及び参考（懇）16-2参照）

(2) 拠出金の納付

発電用原子炉設置者は、通商産業大臣が決定した拠出金額を処分実施主体（（4）参照）に拠出。拠出金に見合う高レベル放射性廃棄物の処分は処分実施主体が行う。

(3) 概要調査地区等の選定

- ①以下の三段階の選定プロセスを定義し、選定の際の調査・評価事項を明確化。

概要調査地区：ボーリング等により最終処分施設を設置しようとする地層の長期間にわたって安定しているかどうかを調査する地点



精密調査地区：地下に施設を設けることにより、当該地層の性質が最終処分施設の設置に適しているかどうかを調査する地点



最終処分施設建設地：地層の性質が最終処分施設の設置に適している地域であって、最終処分施設を建設しようとする地点
(安全規制は別途受ける。)

- ②処分実施主体による処分地等の選定が行われた場合には、通商産業大臣が都道府県知事、市町村長の意見を聴き、十分に尊重して最終処分計画を改定。

(4) 処分実施主体

①処分実施主体の位置づけ

- ・処分実施主体は、本法律に基づく認可法人（民間の発意により設立され、通商産業大臣が認可・監督）。
- ・国の出資はなく、数を限定しない。

②名称

- ・「原子力発電環境整備機構」

③不測の事態への対応

- ・処分実施主体が不測の事態により業務困難となった場合には、業務の引継ぎ等必要な措置について、別途法律に定めることとし、さらに、当該措置がとられるまでの間は、通商産業大臣が業務を引き受けるものとする。

④その他

- ・試験研究炉からの高レベル放射性廃棄物については、拠出金納付義務の対象とはしないが、本来業務に支障のない範囲で、処分実施主体が委託を受けて最終処分できることとする。

(5) 資金管理主体

- ・処分実施主体に納付された拠出金は、通商産業大臣が指定する公益法人である資金管理主体が管理（指定法人）。
- ・資金管理主体が、透明かつ健全な資金管理を行うよう、通商産業大臣が厳正に管理・監督。
- ・処分実施主体は、通商産業大臣の承認を受けて、資金管理主体から拠出金を取り戻すことができる。

(6) その他

最終処分施設の保護のために必要な措置。

- (通商産業大臣は、最終処分施設を保護する必要があると認めるときは、保護区域を指定し、地下掘削の制限、鉱業権の取消し等ができる。)

3. 法案審議の経過

平成12年3月14日 閣議決定、国会提出

衆議院

4月21日	本会議	趣旨説明・質疑
28日	商工委員会	提案理由説明
5月9日	商工委員会	質疑
10日	商工委員会	参考人質疑・質疑
11日	商工委員会・科学技術委員会連合審査会	質疑
12日	商工委員会	質疑・採決・修正・附帯決議
16日	本会議	採決
		可決、参議院送付

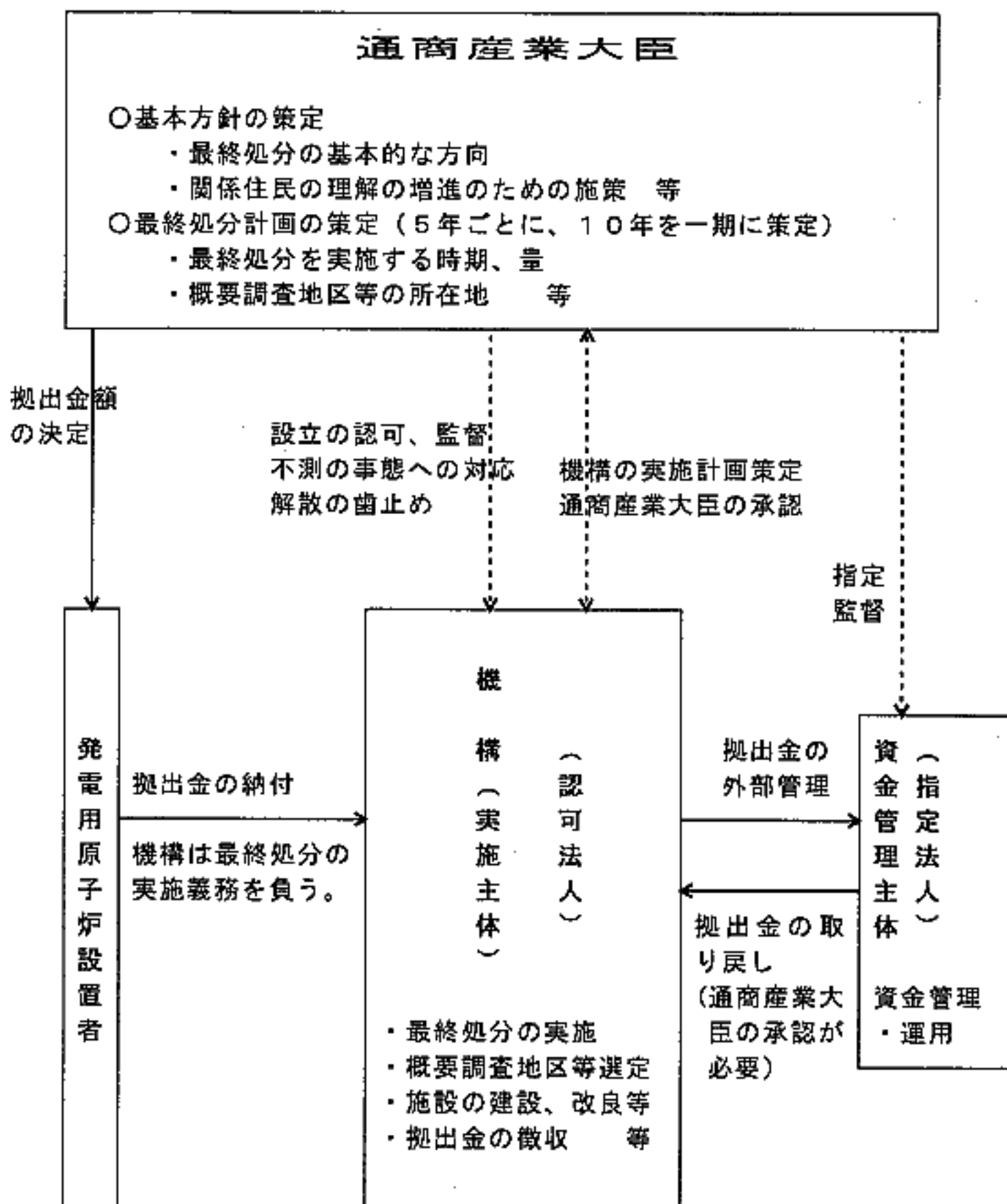
参議院

5月17日	本会議	趣旨説明・質疑
18日	経済・産業委員会	提案理由説明
23日	経済・産業委員会	質疑
25日	経済・産業委員会	参考人質疑
30日	経済・産業委員会	質疑・採決・附帯決議
31日	本会議	採決
		可決、成立

6月 7日 公布

※その後の主な施行状況については資料1参照。

基本的スキーム図



特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の施行状況

平成12年12月
通商産業省

第147回通常国会において成立した「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第百十七号。以下「法」という。）」については、本年6月7日に公布された後、以下のとおり施行されているところ。

1. 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」について

法第3条の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」及び法第4条の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」については、パブリックコメントを行った後、本年9月12日の総合エネルギー調査会原子力部会（第76回）での審議を経て、同月下旬に原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴いた上で、同月29日に閣議決定（10月2日官報掲載）されたところである。（参考（懇）16-1 及び参考（懇）16-2 参照）

2. 原子力発電環境整備機構について

最終処分業務の実施主体である原子力発電環境整備機構については、本年9月14日に設立発起人会が行われ、10月4日に設立認可申請が行われた。これを受け、厳正な審査の上、法第41条に基づき、10月18日に設立を認可した。法人の概要は以下のとおり。

○法人の概要

理事長 外門 一直

役員 理事長（1）、副理事長（1）、理事（6、うち非常勤3）、監事（2）

職員 設立当初は、約25名体制でスタート。業務量に併せて増員の予定。

住所 東京都港区芝四丁目1番23号

3. 資金管理法について

法に基づいて最終処分積立金の管理等の資金管理業務を行う指定法人については、財団法人「原子力環境整備センター」の寄付行為を改正し、資金管理業務を同センターの事業として追加し、名称も「財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター」に変更した上で、本年11月1日に指定法人として指定した。（資金管理業務については、担当理事を設け、資金管理業務に精通した職員を含め、5名程度の体制で行う。）

4. 拠出金の納付について

本年11月1日に法が本施行されたのを受け、発電用原子炉設置者から原子力発電環境整備機構に納付される拠出金については、平成13年1月末までに初回の納付が行われることとなる。なお、特定放射性廃棄物1本当たりの拠出金単価は、約3,590万円と試算されているところ（平成12年9月：総合エネルギー調査会原子力部会）。